

# 日医発第 52 号 (医経) (地域) 令和 7 年 4 月 3 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事 宮 川 政 昭 常任理事 今 村 英 仁 (公印省略)

令和7年度(令和6年度からの繰越し分)医療施設等経営強化緊急支援事業の 実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年成立した令和6年度補正予算による医療施設等経営強化緊急支援事業(令和7年2月13日付日医発第1926号)につきまして、令和7年3月7日付日医発 2079号で予めご案内した通り令和7年度予算に繰越して実施されることとなり、厚生労働省医政局長より都道府県知事に対しその実施要綱等が改めて通知されました。

本事業は、下記の生産性向上・職場環境整備等支援事業や病床数適正化支援事業をはじめとする7つの事業によって構成されるものです。

なお、下記の事業1について執行時期等は都道府県からの案内をご確認ください。また事業2より事業6につきましては、これまで令和7年2月22日付日医発第1998号、同年2月27日付日医発第2016号及び同年3月4日付日医発第2052号等の文書を以て貴会にお送りしている厚生労働省事務連絡等の通り、給付対象となるために必要な事業計画(活用意向調査)の提出期限が既に到来しておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会 および会員への周知方につきご高配の程お願い申し上げます。

追って、同事業の補助金交付要綱等が公表される予定ですので、ご承知おきください。

記

事業1:生産性向上・職場環境整備等支援事業

事業2:病床数適正化支援事業 事業3:施設整備促進支援事業 事業4:分娩取扱施設支援事業·小児医療施設支援事業

事業5:地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)

事業6:地域連携周産期支援事業(産科施設) 事業7:医療施設等経営強化緊急支援執行事業

医政発 0401 第 5 号 令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

#### 別紙

## 医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱

## 1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

# (1) 事業の目的

本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率 的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することに より、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

## (2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーションその他厚生労働大臣が認める者とする。

## (3) 事業の内容

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション(以下「対象施設」という。)において、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

# (4) 事業の支給額

(病院・有床診療所(※)) 許可病床数×4万円

(無 床 診 療 所) 1 施設×18 万円

( 訪問看護ステーション ) 1 施設×18 万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

# (5) 留意事項

(5-1)給付金の支給対象となる取組について 以下の取組のいずれか(複数可)を支給対象とする。

(ICT機器等の導入による業務効率化)

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(タスクシフト/シェアによる業務効率化)

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシ フト/シェア

(給付金を活用した更なる賃上げ)

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

# (5-2)給付金の支給について

- ① 給付金の支給を受けようとする対象施設は、都道府県に対して、別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」及び別紙様式1「生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書」を添えて申請を行う。
- ② 給付金の支給を受けた対象施設は、都道府県が定める日までに、別紙様式 2「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」を添えて報告を行う。
- ③ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう 努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。
- ④ 「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業(令和7年2月12日 医政 発 0212 第5号)」に規定する「1.生産性向上・職場環境整備等支援事業」 の対象として支給金の給付を受けた対象施設は対象外とする。

# (5-3) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

## 2. 病床数適正化支援事業

## (1) 事業の目的

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を 受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の 雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

# (2) 事業の実施主体 都道府県とする。

# (3) 事業の内容

令和6年12月17日(令和6年度補正予算成立日)から令和7年9月30日までの間に病床数(一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。)の削減を行う病院又は診療所に対し、給付金を支給する事業を行う都道府県に補助を行う。

# (4) 事業の支給額

次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものを予算の範囲内で支給する。

- ・削減した病床1床につき4,104千円とする。
- ・支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援 事業(単独支援給付金支給事業)による給付金の支給を受けていた場合は、差 額のみを支給する。

また、算定にあたっては、以下を除くこと。

- ①産科部門の病床 (MFICU 等を含む) 及び小児科部門の病床 (NICU・GCU 等を含む) を削減した場合、その削減した病床数 (産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。)
- ②同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域 法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑥診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の 14 第 7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病 床を削減した場合、その削減した病床数

- ⑦その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
  - ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床(職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。)
  - イ 放射線治療病室の病床
  - ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
  - エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に 関する法律第 16 条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指 定入院医療機関である病院の病床(同法第 42 条第1項第1号又は第 61 条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に 係るものに限る。)

#### (5) 留意事項

- (5-1)給付金の支給について
  - ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は都道府県に対して都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
  - ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう 努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。
  - ・ 以下に該当する場合は支給対象外とする。
    - ①令和7年9月30日時点において廃院している場合(10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。)
    - ②令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合(10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。)
    - ③介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
    - ④有床診療所から無床診療所への変更の場合

# (5-2)給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア 又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。 ア 給付金の支給を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由 なく病床を増加させた場合。ただし、都道府県知事において病床の増加が必 要と認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

## 3. 施設整備促進支援事業

## (1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・ 周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する 支援を行う。

# (2) 事業の実施主体 都道府県とする。

# (3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分I-1 (標準事業例5)に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業(以下「国庫補助事業」という。)の交付対象となる医療機関等であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であって、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修(以下「施設整備」という。)に着手している者(以下「国庫補助事業対象の対象者」という。)に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

# (4) 事業の支給額

国庫補助事業対象の対象者に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を 支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定 したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分 I 1 (標準事業例 5) に該当する 施設の整備に関する事業については、別表 1 の第 3 欄に定める物価高騰を反映した単価と第 4 欄に定める標準単価との差額に、第 5 欄に定める基準面積 及び第 6 欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

## (5) 留意事項

# (5-1)給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県 が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう 努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

# (5-2) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア 又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
- イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認め る場合。

## 4. 分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

# (1) 事業の目的

本事業は、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設(以下「小児医療施設」という。)について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

## (2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、診療所及び助産所その他厚生労働大臣が認める者とする。

#### (3) 事業の内容

# ア 分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分の給付金を支給する。

#### イ 小児医療施設支援事業

下記の要件を満たした小児医療施設に対して、小児科部門の病床に係る経費相当分の給付金を支給する。

令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回ること。

# (4) 事業の支給額

ア 分娩取扱施設支援事業

病院または診療所 1 施設×2,500 千円 助産所 1 施設×1,000 千円

イ 小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円

(ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。)

(注) 支給額は、調整の上決定することもあり得ること。

# (5) 留意事項

- ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については 給付の対象外とする。((ア)及び(イ)については令和6年度に実施する事 業に限る。)
  - (ア) 平成21年4月1日医政発0401007 号厚生労働省医政局長通知「産 科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要 綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業
  - (イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知 「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母 子医療センター運営事業
  - (ウ) 本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)及び地域連携周産期支援事業(産科施設)
- イ 本事業の対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持 つ病院とする。
  - (ア)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院
  - (イ)「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年7月6日医発 第692号厚生省医務局長通知)の別添「救急医療対策事業実施要綱」 (令和6年3月 29 日一部改正)に規定する小児救命救急センター及 び小児救急医療拠点病院
  - (ウ) 小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの a 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床 を備えていること。

- b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
- c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者 を受け入れていること。

## (6) 給付金の支給について

ア 給付金の支給を受けようとする病院、診療所及び助産所は都道府県に対して別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて申請を行う。

イ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう 努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

## (7) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア 又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。 ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

## 5. 地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)

#### (1) 事業の目的

分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、 分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能 を維持することを目的とする。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者とする。

#### (3) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 令和6年度において分娩を取り扱うこと。
- ② 令和5年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設
- ③ 令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が 確保されること。
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今 後の取組に関する計画を提出すること。

## (4) 整備基準

分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、分娩取扱施設が少ない地域の産 科医療機関に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

## (5) 事業の交付額

交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

# ① 都道府県が行う事業

- ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他 の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率 を乗じて得た額を交付額とする。

# ② 都道府県が補助する事業

- ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他 の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額 とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計 額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1か所当たり	必要な次に掲げる	2分の1
① 分娩取扱期間 年間9月以上	令和6年度の経費	
11,400千円	職員基本給	
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満	職員諸手当	
7,600千円	諸謝金	
③ 分娩取扱期間 年間6月未満	社会保険料	
3,800千円		
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり		
得ること。		

# (6) 留意事項

- ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については 交付の対象外とする。((ア)及び(イ)については令和6年度に実施する事 業に限る。)
  - (ア) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産 科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要 綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

- (イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知 「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母 子医療センター運営事業
- (ウ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周 産期支援事業(産科施設)
- イ 分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業 の実施状況を報告すること。
- ウ 交付を受けようとする分娩取扱施設は都道府県に対して別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて申請を行う。

# 6. 地域連携周産期支援事業(産科施設)

## (1) 事業の目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

# (2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者とする。

# (3) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ② 令和6年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- ③ 令和6年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が 確保されること。

# (4) 整備基準

① 施設

妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースの設置又は改修等を行うものと する。

# ② 設備

妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整備するものとする。

# (5) 交付額の算定方法

# 施設

この補助金は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和8年3月31日までの間に新築、増改築及び改修に着手している者に対して交付されるものとし、その交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、 これを切捨てるものとする。

## ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業(施設)

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて 得た額の合計額を交付額とする。

## イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業(施設)

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて 得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を 交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1施設当たり	令和6年度及び令和7年度における産	2分の1
16,800 千円	科医療施設として必要な次の各部門の新	
	築、増築、改築及び改修に要する工事費	
	又は工事請負費	
	診療部門	
	(診察室、病室等)	

#### ② 設備

この補助金の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。

# ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業(設備)

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の

収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

- イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業(設備)
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ)(ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1か所当たり	令和6年度における妊婦健診	2分の1
7,279 千円	を行う産科医療施設として必要	
	な医療機器購入費	

(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。

# (6) 留意事項

- ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける施設については交付の対象外とする。((ア) については令和6年度に実施する事業に限る。)
  - (ア) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産 科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要 綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業
  - (イ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周 産期支援事業(分娩取扱施設)
- イ 産科施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実 施状況を報告すること。

# 7. 医療施設等経営強化緊急支援執行事業

# (1) 事業の目的

本事業は、医療施設等緊急支援事業の各事業について、都道府県等が執行事務を行う際に生じる経費を支援し、給付金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

# (2) 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市区町村とする。

# (3) 事業の内容

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに都道府県等が支出する医療施 設等緊急支援事業の執行に係る経費を支援する。

# (4) 事業の所要額

都道府県等が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

# (5) 留意事項

医療施設等緊急支援事業の各事業の執行事務に係る委託費等の事務費や当該 事業の執行のために雇用する非常勤職員の人件費(都道府県職員の人件費を除 く。)も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。

別紙様式1	(病院 ■	·有床診療所)
/// // // // // // // // // // // // //	(7)/2117/1.	'H /N 0272111

# 〇〇〇〇知事 殿

保险	三三	华	松壮	月月	Þ	
不吃	민조	炡	17戊	厌	4	

# 生産性向上。職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

病床数	×	給付額 40,000円	=	申請額	
とであるこ	との申出	』】※該当する	る要件に	チェックを入れること	
令和7年	3月31日	時点において	、別紙に	<b>-</b> 掲げる診療報酬のいずれ	かを届け出ている。
]上・職場	環境整備	<b>等の実施内</b> ?	字及び申	請額】	
				vカム、WEB会議設備、	床ふきロボット、監視カメラ
			設備:	名	①に要する申請額
設備					
DX I/用					
		合計			0円
②医師事	<b>%作業補</b>	助者、看護補	助者等 <i>0</i>	)職員の新たな配置による	タスクシフト <i>/</i> シェア
				②に要する申請額	
③処遇改	善を目的	とした、既に	雇用して	こいる職員の賃金改善	
				③に要する申請額	
				1+2+3	0円
				<i>\$</i> ∀111 <b>→ ⊤</b> ``/ / /	( )
		(1	)+(2)+(3	数値チェック ③≧申請額の場合の上限額	
	<b>没であるこ</b> 令和 7 年 <b>引上・</b> タの 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一	× 没であることの申出 令和7年3月31日 1日 1日 ・職場環境整備 19 グラット 端末等の業務効率化に 2 医師事務作業補	× 40,000円 <b>没であることの申出】※該当する</b> 令和7年3月31日時点において <b>引上・職場環境整備等の実施内3</b> ①タブレット端末、離床センサ等の業務効率化に資する設備の  設備  合計 ②医師事務作業補助者、看護補	×       40,000円       = <b>没であることの申出】※該当する要件に</b> 令和7年3月31日時点において、別紙に <b>う上・職場環境整備等の実施内容及び申</b> ①タブレット端末、離床センサー、イン等の業務効率化に資する設備の導入         設備       合計         ②医師事務作業補助者、看護補助者等の	× 40,000円 = 0円 破であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれ 列上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】 ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、 等の業務効率化に資する設備の導入 設備名 設備名 ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置による ②に要する申請額 ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

<u>電話番号:</u>

# (別紙) (病院・有床診療所)

# <u>保険医療機関名</u>

# チェック欄に「✔」を付すこと。 (複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
0102 入院ベースアップ評価料(医科)	
P102 入院ベースアップ評価料(歯科)	
訪問看護ベースアップ評価料(I)	

別紙様式1 (無床診療所・訪問看護事業所)

$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	生Π	事	殿
U	v	v	U	ᇄ	₽	<b>卅</b> 又

保	[余]	车 <sub>1</sub>	匧	樾	愳	夂	
1	וצי	$\sim$	/尽	沤	因	1	

# 生産性向上。職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上 - 職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

# 【申請額】

申請額
180,000円

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

□ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

# 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

□ ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ 等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
導入設備		
	合計	0円

□ ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する申請額 0円

□ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額

①+②+③ 0円

数値チェック ×

①+②+③≥申請額の場合の上限額 0円

事務担当者名:

<u>電話番号:</u>

# (別紙) (無床診療所・訪問看護事業所)

# <u>保険医療機関名</u>

# チェック欄に「**✓**」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
訪問看護ベースアップ評価料(I)	

別紙様式1 (病院 有床診療所)

# 〇〇〇〇知事 殿

保険医療機関名:

〇〇病院

# 生産性向上。職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上 - 職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

#### 【申請額】

 病床数
 給付額
 申請額

 100床
 ×
 40,000円
 =
 4,000,000円

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

☑ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

# 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
	離床センサー	1, 000, 000円
	タブレット端末	2, 000, 000円
導入設備		
<b>等八</b> 設		
	合計	3, 000, 000円

☑ ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する申請額 500,000円

☑ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額	500,000円
1+2+3	4, 000, 000円
数値チェック	0
①+②+③≧申請額の場合の上限額	4, 000, 000円

事務担当者名:

<u>電話番号:</u>

別紙様式1 (無床診療所・訪問看護事業所)

# 〇〇〇〇知事 殿

保険医療機関名:

00クリニック

# 生産性向上。職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

#### 【申請額】

申請額
180,000円

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

□ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

# 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
	タブレット端末	120,000円
導入設備		
等八改		
	合計	120, 000円

□ ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する申請額 0円

☑ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額	60,000円
1)+2+3	180, 000円
数値チェック	0

①+②+③≥申請額の場合の上限額 180,000円

事務担当者名:

<u>電話番号:</u>

別紙様式2	(床院 -	有床診療所	٠,
加尔几个家工1、乙	(JD) DT: -	1911年1911年1911	

〇〇〇〇知事 殿

# 生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり報告します。

【支	出	額	1

支出額	

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

□ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

## 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び支出額】

□ ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する支出額
導入設備		
等八改 im		
	合計	0円

□ ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する支出額	

□ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する支出額	
----------	--

1+2+3	0円
-------	----

数値チェック

①+②+③≧支出額の場合の上限額 0円

事務担当者名:

<u>電話番号:</u>

# (別紙) (病院・有床診療所)

# <u>保険医療機関名</u>

# チェック欄に「✔」を付すこと。 (複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
0102 入院ベースアップ評価料(医科)	
P102 入院ベースアップ評価料(歯科)	
訪問看護ベースアップ評価料(I)	

# 〇〇〇〇知事 殿

保険医療機関名:	<b>寮機関名:</b>
----------	--------------

# 生産性向上。職場環境整備等支援事業実績報告書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり報告します。

ľ	₹	ж	窓泊 】

支出額	

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

□ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

# 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び支出額】

□ ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する支出額
導入設備		
<b>等八</b> 政		
	合計	0円

□ ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する支出額	ОШ
	UI I

□ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する支出額	
----------	--

1)+2+3	0円
--------	----

数値チェック O

①+②+③≧支出額の場合の上限額 0円

事務担当者名:

<u>電話番号:</u>

# (別紙) (無床診療所・訪問看護事業所)

# <u>保険医療機関名</u>

# チェック欄に「✔」を付すこと。 (複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
訪問看護ベースアップ評価料(I)	

別紙様式2 (病院 有床診療所)

〇〇〇〇知事 殿

# 保険医療機関名:

〇〇病院

# 生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり報告します。

# 【支出額】

支出額
4, 000, 000円

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

□ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

# 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び支出額】

① タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する支出額
	タブレット端末	2, 000, 000円
導入設備		
等八改 III		
	合計	2, 000, 000円

②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

a	
②に要する支出額	1,000,000円

☑ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する支出額	1, 000, 000円
1)+2+3	4, 000, 000円
数値チェック	0
①+②+③≧支出額の場合の上限額	4, 000, 000円
•	

事務担当者名:

<u>電話番号:</u>

メールプ 事業1関係

別紙様式2 (無床診療所・訪問看護事業所)

# 〇〇〇〇知事 殿

# 保険医療機関名:

<u> 〇〇クリニック</u>

# 生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり報告します。

# 【支出額】

支出額 180,000円

# 【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

□ 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

# 【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び支出額】

① タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する支出額
導入設備	タブレット端末	100,000円
合計		100,000円

□ ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する支出額 0円

☑ ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する支出額	80,000円
1)+2+3)	180,000円
数値チェック	0
①+②+③≧支出額の場合の上限額	180,000円

<u>事務担当者名:</u>

<u>電話番号:</u>